

わ

発行責任者
特定非営利活動法人
相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
(通称：NPO 法人れんきょう)
会長 鈴木 秀美
相模原市中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館内)
TEL & FAX 042-755-5282 (直通)
題字「わ」 相模原市長 本村 賢太郎

さーくる 障害理解

検索

《令和 5 年度福祉施策懇談会の報告》



令和 6 年 3 月 10 日 (日) の 10 時～12 時に、あじさい会館 6 階展示室にて令和 5 年度の福祉施策懇談会が開催されました。市側からは本村市長、石井副市長、若林健康福祉局長、鈴木地域包括ケア推進部長のほか健康福祉局、こども・若者未来局、都市建設局の関係課長、職員の皆様合計 23 名の方々に参加いただきました。障がい者団体側からは 16 団体 29 名が参加しました。

冒頭の鈴木れんきょう会長の挨拶に続き本村市長に挨拶をいただきました。市長からは本年 4 月から施行される「相模原市人権尊重のまちづくり条例」について、制定の背景や、互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指していることなどの説明がされました。本村市長はその後の公務もあり 60 分で退席となりましたが、障がい者団体からの要望事項については、障がい者側との話し合いを通じて施策を進めたいとの考えを述べられていました。

それに続いて参加者の紹介がありました。市側は所属長以上の自己紹介、障がい者団体は配布資料により確認することとして、自己紹介は省略しました。

そこから懇談会が始まりましたが、最初に鈴木地域包括ケア推進部長による「令和 6 年度の障害者施策の概要」に関して、障がい者数、障害福祉関係予算、主要施策・事業等について説明が行われました。その後障がい者団体から提出された要望事項に関する懇談が実施されました。タクシー券の支給対象の見直し、住宅等建設時の地元への説明会の実施や安全な歩道の確保、聴覚障がい者向けサロンの内容、重度障害者福祉手当廃止撤回の要望、障害者手帳の等級見直し等多くの課題での要望が出されました。市行政からはそれらに対する回答が述べられました。最後に石井副市長から懇談会の総括が行われました。「回答の中には『検討してまいります』等例年と変わらない回答もあるが、いただいた意見はしっかりと持ち帰り、できるものはできる、できないものはできない理由を報告するなど、結果をお返すようにしていきたい。市行政としては、「今後とも障がい者団体の皆様と話し合いを継続し、そこからより良い施策を進めていきたいので協力願いたい」とのことでした。

《令和5年度れんきょう研修会報告》

令和6年1月28日（日）相模原市民会館3階第1大会議室にて13:30～16:00まで、市内の福祉施設、教育、医療関係者、一般市民総勢50名の方に受講していただきました。



講師は昭和音楽大学非常勤講師大山祥子氏で、「楽しく元気に自分らしく！暮らしを支える音楽療法」をテーマに講演をいただきました。

内容は音楽療法とは、音楽療法の実践の中で替え歌づくり、トーンチャイムの楽器演奏体験、相模原失語症友の会での活動実績報告、最後のまとめで「楽しく豊かに暮らす」についてのお話がありました。

参加者の多くの方から素晴らしい研修会だった。

今回は失語症者を対象にした話を中心でしたので、次回は障害者全般、認知症、高齢者向けのテーマで再度研修会を開催して欲しいとの要望もありました。

《新成人を祝う会》

令和5年度の障がいのある方々のための「新成人を祝う会」は令和6年1月21日（日）に、けやき会館・大樹の間で開催されました。

今回は新型コロナウイルスの感染状況も落ち着いて来たため、来賓の方々にも従来のご臨席いただきました。本村市長と古内市議会議員のご両名を始め社会福祉協議会、社会福祉事業団、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ボランティア協会、ニューシティーロータリークラブ、障害福祉事業所協会等の福祉関係団体、相模原市内、座間市内の支援学校から多くの関係者が参加されました。



式典は主催者である「新成人を応援する会」の藤井会長の挨拶で始まりました。その後、本村市長、古内議長のご祝辞、来賓の紹介に続き、「新成人の呼名」が行われました。参加した新成人約40名の一人一人の名前が呼びあげられると元気よく堂々とした返事をしていました。次に、新成人の代表5名による「新成人の言葉」が宣言されました。

最後に、新成人になられた方々の、誕生から成人に至るまでのスライド写真が映し出されました。誕生から現在に至るまでご両親と歩まれた日々を懐かしく思い出させるものであり、また関係者に対する感謝の気持ちを新たにされたことと思います。

その後、本村市長、古内議長と一緒に集合写真の撮影が行われました。

今回は、新型コロナウイルスも落ち着いたので、保護者、学校の先生方、友人達との和気あいあいとした懇談の場も設けられました。この場を盛り上げたのが支援学校の先生たちで構成されるバンドグループ「ウクレレマイスターズ」でした。「ウクレレマイスターズ」が演奏する軽快なメロディーをバックに先生方、友人たちとの楽しい時間を過ごしました。

《市重度障害者等福祉手当が2年半後

廃止されることが決まりました》

相模原市精神障がい者仲間の会（あしたば会）
榛澤 昌高

令和6年3月19日、相模原市議会3月定例会本会議最終日。全ての議案の採決が行われ「市重度障害者等福祉手当廃止案」の採決も行われました。結果、本当に残念ながら賛成多数で可決されてしまいました。昨年8月に障害者手当廃止案（1年半後に半額、2年半後に全廃）が市から「れんきょう」など一部の障害者団体に公表されました。障害者手当廃止というのは、市内の障がい者にとっては、とても受け入れられることではないと私たちは考え、市の担当者と市議会各党派の方々と複数回にわたって意見交換会を行い、廃止案の撤回を訴えてきました。市長にも直接訴えました。また署名活動も行い1384筆集めて市に提出し、何とか障害者手当が廃止されないように運動してきました。しかし結果、障害者手当を守ることは出来ませんでした。

署名を集めている時など「手当が無くなったら本当に困る」「私たちの手当を何とか守ってほしい」と本当に多くの当事者、ご家族の切実な声を聴きました。署名にも多くの方がご協力下さり、本当にありがたい気持ちと何とか手当を死守したいとの思いで活動してきました。しかし結果、皆さんの期待に応えられず手当は廃止されることになりました。本当に申し訳ない気持ちと、戦い方が間違っていたのではと後悔の念に駆られました。「もっと運動の輪が広がって、もっと多くの障害者団体や障がい当事者の協力を取り付けることができれば」「市長、市の担当者、議員の方々へ、もっと説得力のある言葉で訴えていたら」と自分たちの力不足と後悔の念が頭に浮かびます。

私たちが「市重度障害者等福祉手当廃止案」に反対する理由は

- 昨今の急激な物価高の真ただ中で、障がい者の生活を支えている障害者手当を廃止するのはあり得ません。障がい者が困窮しないような施策を打ってから手当については検討すべきです。順序が逆です。
- この障害者手当が廃止されることを、市内のほとんどの障がい者は未だに知りません。当事者抜きに決めたのは「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という「障害者権利条約」の精神に反します。
- 市は「障害者手当を廃止する代わりに障害福祉の基盤整備をします」と言われたが、基盤整備の結果が表れるのは、ずっと先で、その間困窮する障がい者はどうするのですか？

なんか納得いかないのは、市は障がい者から手当を取り上げる一方、市の職員の給料は人事委員会の勧告で増額されるそうです。障害者手当の年間支出額は12億円だそうですが、手当廃止の裏の目的が歳出削減だったとしたら。それは非常に酷なことではないですか。

市は6月～7月頃に全ての手当支給対象者約2万4千人に手当廃止を通知するそうです。市内のほとんどの障がい者は、その時初めて事実を知ります。どれだけの驚きやショックがあるか？

手当を生活費に充てている障がい者も多く、手当を失うと衣食住までもが脅かされる恐れがあり、その精神的なダメージも計り知れず、希死念慮のある方や精神的に弱っている方への深刻な影響も懸念されます。

その障がい者の“塗炭の苦しみ”を市長も市の担当者も市議会議員も知りません。知っていたとしても12億円の歳出削減による財政再建を優先しました。彼らは何のために市政を預かっているのか？政治が一番弱い人、苦しんでいる人のことを真っ先に考えなければいけないのではないですか？市長は「誰も取り残さない市政を」と言われましたが、その中の障がい者は入っていないのですか？

例えば、精神障害者福祉手帳1級か2級の方。月額5千円を半年に一回まとめて支給されます。

令和6年4月～令和6年9月分 令和6年9月末 3万円支給

令和6年10月～令和7年3月分 令和7年3月末 3万円支給

令和7年4月～令和7年9月分 令和7年9月末 1万5千円支給

令和7年10月～令和8年3月分 令和8年3月末 1万5千円支給

令和8年4月～令和8年9月分 令和8年9月末からは支給されなくなります

《「さーくる」アクセス状況報告》

最近のアクセス状況を下表のとおりご報告します。

	R5年				R6年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
訪問回数 (回)	2333	3266	3044	2363	2742	2936
訪問人数 (人)	1959	2664	2583	1930	2326	2469
見られたコンテンツ (件)	4562	6705	6856	5113	6701	6565
初めて訪問する人の率 (%)	81	78.9	81.9	77.6	82	81.3

「さーくる」の半年間の推移です。少しずつ「さーくる」を見られた方は上昇しています。画面が自分の希望の内容ではない為、その画面からすぐ離脱した人です。訪問人数は「さーくる」を見に来た人です。訪問回数と訪問人数が本当に「さーくる」を見に来た人になります。

さーくる 障害理解 **検索** 

《令和6年度 障害福祉関係施策等の概要》

I 障害者の状況（令和5年4月1日現在） ※合計欄の（ ）は対前年増減

1 身体障害者手帳取得者数

<障害別内訳>

視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
1,277人	1,951人	179人	8,960人	7,179人	19,546人(▲80人)

<等級別内訳>

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
7,371人	3,010人	2,516人	4,448人	933人	1,268人	19,546人(▲80人)

2 知的障害者数（判定別内訳）

最重度 A1	重度 A2	中度 B1	軽度 B2	合計
1,106人	1,141人	1,510人	3,053人	6,810人(+290人)

※手帳の交付を受けていない人（判定のみの人）も含む。

3 精神障害者<精神障害者保健福祉手帳等級別内訳> ※令和5年3月31日現在

1級	2級	3級	合計
1,474人	6,677人	2,519人	10,670人(+714人)

II 令和6年度における障害福祉関係の予算案及び主な事業の概要等

1 市予算（一般会計）

令和6年度当初予算（案）	令和5年度当初予算	対前年度増減額	増減率
341,500,000千円	328,600,000千円	+12,900,000千円	+3.9%

2 障害福祉関係予算

区分	令和6年度当初予算（案）	令和5年度当初予算	増減額
合計	37,068,045千円	32,436,226千円	+4,631,819千円
社会福祉総務費(抜粋) ^{※1}	51,695千円	73,919千円	▲22,224千円
障害者福祉費	28,597,835千円	24,728,855千円	+3,868,980千円
療育センター費	116,200千円	125,150千円	▲8,950千円
障害者支援センター費	333,892千円	281,903千円	+51,989千円
児童福祉総務費(抜粋) ^{※2}	5,824,195千円	5,176,157千円	+648,038千円
母子保健費(抜粋) ^{※3}	2,537千円	5,429千円	▲2,892千円
精神保健福祉費	2,141,691千円	2,044,813千円	+96,878千円

※1 社会福祉総務費：身体障害者福祉専門分科会・審査部会経費、さがみはら成年後見・あんしんセンター運営費、地域福祉推進経費、成年後見制度利用促進事業、福祉従事者メンタルヘルス相談事業

※2 児童福祉総務費：障害児施設措置費・給付費

※3 母子保健費：自立支援医療給付（育成医療）

3 主な施策・事業

※金額は令和6年度当初予算(案)の額、()内は令和5年度当初予算額。

(1) 福祉の基盤の整備

ア 相談支援の基盤

(ア) 障害福祉相談事業 135,292千円(91,812千円)

専門的かつ総合的な相談機関として各区に設置する障害者相談支援キーステーションを運営する(中央区は令和6年度から運営開始)。また、キーステーションに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関連分野にまたがる支援の総合的な調整を行う。

(イ) 障害者更生相談所運営費 5,089千円(3,972千円)

身体障害者及び知的障害者に関する専門的な相談や補装具費の支給判定等を実施する障害者更生相談所の運営を行う。

専門医による来所相談実施予定

- ・補装具更生相談(肢体不自由) 年47回
- ・補装具更生相談(聴覚障害) 年3回
- ・知的障害者現状診断 年18回

(ウ) 陽光園運営費(療育相談室) 5,381千円(4,691千円)

発達及び障害に関する相談・判定や機能訓練、児童発達支援事業等を通して、発達に必要な支援を行う。

(エ) 陽光園運営費(発達障害者支援センター) 19,231千円(19,577千円)

発達障害者とその家族等への専門的な相談・発達・就労支援及び関係機関等への情報提供や研修等を行うとともに、発達障害の理解促進のため普及啓発を実施する。

(オ) 精神保健相談・訪問指導事業 5,527千円(5,595千円)

医師、福祉職、保健師による精神科医療・精神保健福祉に関する相談・指導を行うとともに、専門的立場から次の事業を実施する。

- ・専門相談(アルコール・薬物・ギャンブル依存・思春期等)
- ・措置入院者等の退院後支援

(カ) ひきこもり地域支援センター事業 1,550千円(1,447千円)

ひきこもり支援を推進するため、「市ひきこもり支援ステーション」を運営し、関係機関との連携により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

令和6年度より、相談員の増員等により、アウトリーチ支援の充実を図る。

- ・電話相談、来所相談及び訪問相談による支援
- ・家族教室の実施 など

(キ) 自殺総合対策事業 12,669千円(16,698千円)

市自殺対策基本条例、第3次市自殺総合対策の推進のための行動計画等に基づき、普及啓発や相談・支援など総合的な自殺対策を実施する。

- ・自殺対策強化月間事業の実施
- ・自殺予防電話相談の実施
- ・市自殺対策協議会の開催
- ・ゲートキーパー研修の実施 など

【相談支援の拡充】

㊦ ①中央障害者相談支援キーステーションの設置

相談支援体制を拡充するため、中央区に障害者相談支援キーステーションを設置する。

拡充 ㊦ ②窓口職員の増員、ICT等の活用による相談支援機能・体制の拡充

窓口の利便性の向上と、アウトリーチ機能の強化のため、窓口での申請受付にICT等を活用するとともに、対応職員を増員する。

㊦ ③就労的活動支援コーディネーターの配置

制度の狭間にある要支援者(若年性認知症、がん患者、難病等)の就労継続や、地域活動へと繋ぐ役割を担うため、就労的活動支援コーディネーターの配置をする。

拡充 ㊦ ④ひきこもりに係る地域での相談支援体制の充実

精神障害の有無にかかわらず、精神保健の課題を抱える者の多様な相談ニーズに対応するため、保健福祉相談員の増員等により、相談支援体制を強化するもの。

拡充 ㊦ ⑤手話通訳者等派遣コーディネーターの拡充

通訳者の技術力や聴覚障害者との相性を考慮した手話通訳者の派遣を充実するため、手話通訳者又は手話通訳士の技術を持つ派遣コーディネーターによる支援体制を強化する。

㊦ ⑥若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実

若年性認知症に関する相談窓口を明確化し、包括的支援体制を整備するため、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等の関係機関において協働及び連携をする。

㊦ ⑦視覚障害者情報センターにおけるピア相談の実施

当事者の経験を生かした困りごとへの相談等を行うため、視覚障害者情報センターにおいてピア相談を実施する。

拡充 ㊦ ⑧医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置

医療的ケア児等への支援体制を強化するため、中央区への障害者相談支援キーステーションの設置と併せて、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを中央区に設置する。

㊦ ⑨意思決定支援に向けた取組

障害福祉サービスの支給決定時等における意思決定支援の推進のため、窓口職員の研修の受講や、ガイドラインの周知徹底を図る。

【アウトリーチの強化】

拡充 ①包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化

8050 問題などの近年顕在化してきた福祉課題に対応するため、自立支援相談窓口における窓口相談員を増員する。

拡充 ②相談支援包括化推進員等の多機関連携によるアウトリーチ機能の強化

庁内における包括的支援体制及びアウトリーチ機能を強化するため、相談支援包括化推進員による多機関連携を行う(令和5年度から実施)。

【情報アクセシビリティの強化】

① ICTを活用した申請手続等の利便性向上

情報アクセシビリティの確保等を図るため、アプリ等を利用した制度の案内及びその導入に当たってデジタルに不慣れな方を対象とした講習会を実施する。

②遠隔手話通訳サービスの本格実施

市の窓口での聴覚障害者の情報保障を行うため、現在、試行的に実施している遠隔手話サービスを令和6年度から本格実施する。

③視覚障害者情報センターの機能充実

令和4年度から実施している視覚障害者向けの相談サロンの機能を拡充するため、配置する相談員を増員する(令和5年度から実施)。

イ 福祉サービスの基盤

(ア) 障害福祉人材確保定着育成事業 4,592千円(新規事業)

障害福祉人材の確保・定着・育成を図るため、障害福祉サービス事業所等の職員の研修やキャリアアップ支援等を行う。

(イ) 障害福祉施設等施設整備事業 1,248,174千円(67,400千円)

障害福祉施設の新規整備及び老朽化に伴う改築等に要する経費の一部を助成する。

(ウ) けやき体育館整備事業 93,521千円(新規事業)

「市公共建築物特定天井対応方針」に基づき、体育室の天井の改修工事を実施する。

(エ) 療育センター再整備事業 22,000千円(18,732千円)

「市公共施設マネジメント推進プラン」等に基づき、療育センター陽光園などの光が丘地区の公共施設再編に向け、「(仮称)光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本計画」を策定するために必要な検討を行うとともに、既存建物の劣化度調査等の基礎調査を行う。

(オ) 障害者支援センター松が丘園整備事業 25,991千円(新規事業)

「市公共建築物長寿命化基本方針」に基づき、エレベーターの改修工事を実施する。

令和6年度・令和7年度継続事業

総事業費 64,950千円

(カ) 精神科救急医療受入体制等整備事業 63,527千円(64,091千円)

緊急に医療が必要な精神疾患患者に対し、医療及び保護を迅速かつ的確に行うため、県、横浜市、川崎市及び本市で共同運営する精神科救急医療体制により、受入医療機関を確保する。

(キ) 地域児童精神科医療寄附講座開設事業(債務負担行為)25,000千円(25,000千円)

地域医療の向上を図るため、寄附講座「地域児童精神科医療学」を北里大学医学部に開設し、地域における児童精神科医療体制の充実及び児童精神科医療分野の研究等を行う。

債務負担行為の設定期間 令和5～7年度

限度額 75,000千円

令和5年度までの支出見込額 25,000千円

令和6年度以降の支出予定額 50,000千円

【障害福祉サービスの質等の向上】

拡充 ①夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し

共働き世帯や、ひとり親家庭からのニーズに対応するため、生活介護、放課後等デイサービス事業所等において、夕方以降も利用できるよう、日中短期入所等の活用も含めた制度の整備をする。

②相談支援事業の運営に関する研修の実施

市内の相談支援事業所の参入促進及び充実のため、安定的な事業運営を行うためのノウハウや相談支援事業の在り方について、研修を実施する。

拡充 ③障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化

障害福祉サービス事業所に対する指導及び監査体制を強化するため、監査の外部委託を導入する。

拡充 ④障害福祉サービス事業所の質の向上のための研修等の取組

事業者のサービスの質の向上を図るため、研修等の取組の充実とその受講を促進する。

【福祉人材の確保】

拡充 ①土日祝日における措置診察を行う指定医の確保拡大

土日祝日における措置診察を行う指定医の確保のため、市内の精神科診療所等の指定医の処遇改善を図る。

②障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助

障害福祉サービス事業所における職員の質の向上のため、当該事業所職員のキャリアアップを図るための研修に係る経費を助成する。

拡充 ③担い手確保のための手話講座の拡充

手話通訳者の担い手確保のため、障害者支援センターにおいて行っている手話講座のカリキュラムを充実する。

拡充 ④市民後見人に対する活動費の増額

市民後見人の活動支援及び担い手確保の促進ため、活動費を増額する。

【施設の整備】

①障害者支援施設等の老朽化対策に係る改修費の補助

障害者支援施設等の環境改善及び従事者の処遇改善のため、建替え又は大規模修繕工事を実施する場合の工事費等の一部を補助する。

ウ 地域生活の基盤

(ア) 成年後見制度利用促進事業 8,578千円(8,575千円)

成年後見制度の利用が必要な人を適切な支援につなげるため、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会」を運営するとともに、中核となる機関の充実を図る。

(イ) 障害者理解促進事業 7,208千円(8,315千円)

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる「共にささえあい生きる社会」の実現に向け、障害に関する市民の理解を促進する。

(ウ) 障害者虐待防止事業 363千円(463千円)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行う。

(エ) 障害者差別解消推進事業 433千円(433千円)

障害者差別解消に向けた啓発活動及び障害者差別解消支援地域協議会の運営を行う。

(オ) 障害者就労支援事業 5,951千円(新規事業)

週20時間未満で働く障害者の求人を企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図る。

(カ) 精神保健普及啓発・地域支援事業 910千円(950千円)

こころの健康保持及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健に関する普及啓発を実施するとともに、人材育成や相談支援体制の強化を図るため、教育研修や技術援助・技術指導を実施する。

メンタルヘルス市民講座、心のサポーター養成研修、精神医学基礎研修等の開催

(キ) 精神障害者社会参加促進事業 3,088千円(3,013千円)

精神障害者が主体的に社会と関わりをもち、社会の一員として共に生活できる地域づくりを目指し、当事者や市民に対し普及啓発を行うほか、精神障害にも対応した地域包括システムの構築推進、精神障害者保健福祉手帳の交付を行う。

【理解促進・差別解消】

㊦ ①共生社会推進サポーター認定事業の実施

民間事業者による合理的配慮の徹底と障害者理解促進を図るため、障害理解に係る研修を開催し、受講した民間事業者を「共生社会推進サポーター」として認定する。

㊦ ②ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進

ヘルプマークの普及促進のため、使用対象者に認知症の人を含めるとともに、ヘルプカードの発行を行う。

㊦ ③ユニバーサルデザインの促進に関する取組

ユニバーサルデザインの普及促進のため、ガイドブックの作成等により、その啓発事業を行う。

㊦ ④相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく取組

相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく市の取組を推進するため、啓発事業等を行う。

【地域生活の支援】

㊦ ①障害者の短時間雇用創出事業

週20時間未満で働く障害者の求人を企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図る。

㊦ ②救急搬送時の手話通訳者派遣

救急搬送により緊急に手話通訳が必要となった場合の支援体制を整えるため、閉庁時の手話通訳者派遣体制を整備する。

㊦ ③けやき体育館における障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施

障害者のリハビリテーションを促進するため、けやき体育館において障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業を実施する。

㊦ ④マイ・タイムラインわかりやすい版の作成・配布

災害時の防災行動計画の活用促進のため、障害者向けの「マイ・タイムラインわかりやすい版」の作成及び配布を行う。

㊦ ⑤ミライロIDの活用促進

市の機関における手続の利便性の向上のため、障害者手帳の提示が必要な手続について、ミライロIDを導入する。

(2) 社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応

㊦ ①人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助

人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の支援のため、災害時等の非常用電源の購入費を補助する。

拡充 ②日常生活用具給付事業の対象品目の見直し

社会や技術の変化に対応した制度運用をするため、日常生活用具給付事業の対象品目の見直しを行い、視覚障害者用ウェアラブル読書器その他の要望等のある品目を追加する。

(3) その他

ア 障害児者介護給付費等 19,188,359千円(16,889,285千円)

障害児者が受けた障害福祉サービス(訪問系サービス、短期入所、日中活動系サービス、共同生活援助等、施設入所支援)の費用を支給する。

イ 身体障害児者補装具費 193,574千円(193,710千円)

身体障害児者等に車椅子、義足、眼鏡、補聴器、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等の購入費用等を支給する。

ウ 自立支援医療給付(更生医療) 1,079,629千円(1,101,650千円)

身体障害者の障害を軽減等することができる医療(心臓手術・人工透析等)の給付を行う。

エ ガイドヘルプサービス給付費 605,929千円(525,929千円)

屋外での移動に困難がある障害児者について、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援としてガイドヘルプサービスを給付する。

オ 障害児者日常生活用具費 197,860千円(177,382千円)

障害児者等が日常生活において使用する特殊寝台、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電動式たん吸引器等の給付を行う。

カ 身体障害者手帳等交付経費 4,030千円(5,237千円)

身体障害者手帳及び療育手帳を交付する。

キ 重度障害者医療費助成 2,597,645千円(2,621,845千円)

重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成する。

受給者(月平均) 16,780人

内訳 〔身体・知的障害対象者 10,733人

精神障害対象者 6,047人

※令和6年10月1日から、65歳以上で障害者となった者は対象外とする。ただし、既存受給者は、影響を考慮して引き続き対象とする。

ク 障害者福祉手当等支給事業 1,640,382千円(1,516,471千円)

在宅の重度障害児者等に福祉手当、福祉給付金を支給する。

・市重度障害者等福祉手当(重度・中度)

※令和6年10月1日から新規受付を廃止する。

・特別障害者等福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)

・在日外国人障害者等福祉給付金(重度・中度)

ケ 障害児施設措置費・給付費 5,824,195千円(5,176,157千円)

障害児入所施設への入所及び障害児通所支援等に要する費用を支給する。

コ 自立支援医療給付(育成医療) 2,537千円(5,429千円)

生まれつき又は病気などで身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療費を給付する。

サ 自立支援医療給付(精神通院医療) 1,934,228千円(1,848,208千円)

通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に必要な医療費を給付する。

受給者数 15,548人(令和5年12月31日現在)

シ 精神障害者入院措置事業 55,137千円(50,020千円)

精神障害のために自傷他害のおそれがあり、精神保健指定医の診察により措置入院となった精神障害者に対し、必要な入院費用を負担する。

ス 精神科病院入院援護事業 7,200千円(6,675千円)

適正医療の普及や精神障害者の福祉の増進を図るため、精神科病院等へ入院している者に援護金(月額 10,000円)を支給する。

《相模原市からのお知らせ》

あなたの声を市の仕事に反映してみませんか ～審議会委員 公募制度のご案内～

相模原市では、市民に寄り添った市民主体の市役所となるよう、皆様の声を市の仕事に反映するために審議会委員の公募を行っています。

○審議会って何ですか？

市の仕事の審査・審議・調査において、関係団体や学識経験者、市民の方々のご意見をいただくために設置した、市長や教育委員会の附属機関です。

○審議会には、どのようなものがありますか？

現在、相模原市には 90 ほどの審議会等があります。このうち、約半数で公募委員が活躍されています。

審議会の種類は、市ホームページ「審議会等一覧」に掲載しています。



市 HP

○公募委員になるためには、どうしたらよいですか？

審議会ごとに公募を行っています。年度始めに多く募集しています。応募にあたっては、応募動機をお聞きし、選考させていただきます。募集案内は、市ホームページ「審議会等の公募委員の募集」に掲載しています。



市 HP

○応募するための資格はありますか

市内在住の18歳以上の方が対象です。詳しくは、各募集案内をご覧ください。

お問合せ先：相模原市情報公開・文書管理課 042(769)8331



《事務局たより》

《NPO 法人れんきょう定期総会開催通知》

令和6年度定期総会を下記の要領にて開催いたします。

日 時： 令和6年6月2日（日） 10時～12時

会 場： あじさい会館 6階 第1, 2展示室

《令和6年度夏季受託事業販売協力依頼》

毎年恒例の受託販売にご協力をいただきありがとうございます。今年度も5月7日から麵ごころ（化粧箱入り）、麵ごころ（桐箱入り）島原小町（全粒粉ソーメン）の販売を開始いたします。

年2回の売り上げの一部を会運営資金にあてておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

何卒、当協議会の主旨、目的を再度、ご理解いただきまして、格段のご協力の程よろしくお願いいたします。

- ① 麵ごころ（FI-40）（化粧箱入りそうめん）・・・・・・・・れんきょう販売価格¥3,100
- ② 麵ごころ（FI-55）（桐箱入りそうめん）・・・・・・・・れんきょう販売価格¥4,100
- ③ 島原小町（ES-33）（全粒粉そうめん化粧箱入り）・・・・・・・・れんきょう販売価格¥2,800

※販売期間：令和6年5月7日～令和6年8月30日

※販売場所：商品お渡し場所 あじさい会館内4階 NPO 法人れんきょう事務所

※販売時間：午前10：00～午後4：00（月曜日～金曜日）

※お問合せ：NPO 法人れんきょう事務所まで。電話 042-755-5282

《新車紹介セールご協力のお願い》

～（株）クライム社様より新車購入紹介セールのお知らせ～

対象車種：乗用車、ライトバン、RV、トラック

対象メーカー：日産、ホンダ、マツダ、三菱、ダイハツ

新車購入の成約前に必ずNPO 法人れんきょう事務所まで連絡をお願いいたします。

❖ご協力いただいた方には、協力手数料をお支払いいたします。

詳細はNPO 法人れんきょう事務所まで（042-755-5282）

高橋百利様よりご芳志をいただきました。ありがとうございました。